

第 10 章 崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準

1 法面保護	2
--------------	---

1 法面保護

法令

【政令】

第15条(崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準)

法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面(擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。)が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

2 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面(崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。)について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。

- 一 第7条第2項第1号の規定による措置が講じられた土地の地表面
- 二 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面

解説

盛土又は切土に伴って生じる崖面及び崖面以外の地表面が、降雨による表面水及び凍土作用等による地盤の風化、侵食等により不安定化することを防止するため、法面保護工により地盤面を保護する必要があります。

政令第15条では、第1項において崖面(勾配が30度を超える法面で、擁壁又は崖面崩壊防止施設により覆われていないもの)の保護、第2項において崖面以外地表面(勾配が30度以下の法面)の保護に関する技術的基準が規定されています。

擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われていない崖面又は崖面以外の地表面は、高さの如何にかかわらず、全て本章の規定の適用を受けます。

表10-1 土工区分と地表面の勾配ごとに設置を要する構造物等の区分
(盛土等防災マニュアルの解説、盛土等防災研究会、一部加工)

土工区分	地表面の勾配	設置を要する構造物等	該当となる基準
盛土	30cm超1m以下の崖面	擁壁、崖面崩壊防止施設、法面保護工※1	第8章、第9章、第10章
	1m超の崖面	擁壁、崖面崩壊防止施設	第8章、第9章
	崖面以外の地表面	法面保護工※2,4	第10章
切土	30cm超2m以下の崖面	擁壁、崖面崩壊防止施設、法面保護工※1	第8章、第9章、第10章
	2m超の崖面	擁壁、崖面崩壊防止施設※3	第8章、第9章
		法面保護工※1	第10章
	崖面以外の地表面	法面保護工※2,4	第10章

「崖面」とは、水平面に対し30度を超えるものをいう。

「崖面以外の地表面」は、水平面に対し30度以下のものをいう。

※1 石張り、芝張り、モルタル吹付等

※2 植栽、芝張り、板柵工等

※3 擁壁の設置を要しない切土法面の土質・勾配を満足する場合を除く。

※4 土地利用等により保護する必要がないことが明らかな地表面を除く。

表 10-2 盛土又は切土によって生じる法面等の保護方法

法面保護の方法	政令第15条第1項	政令第15条第2項
	崖面（勾配が30度を超える法面で擁壁等によって覆われないもの）	
石張り、モルタル吹付け等の構造物による法面保護工	○	○
芝張り	○	○
植栽、板柵等	×	○

保護の必要がない地表面

次のいずれかに該当する箇所で、盛土又は切土をする土地の状況を踏まえ、地表面の浸食や洗堀から保護する必要がないことが明らかな場合は、地表面の保護を要しません。

- (1) 崖の反対方向に勾配を付した盛土又は切土の上面
- (2) 道路の路面部分等の舗装された地表面
- (3) 農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面

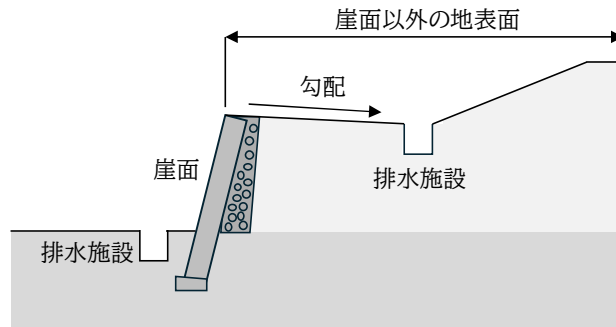


図 10-1 崖面と崖面以外の地表面

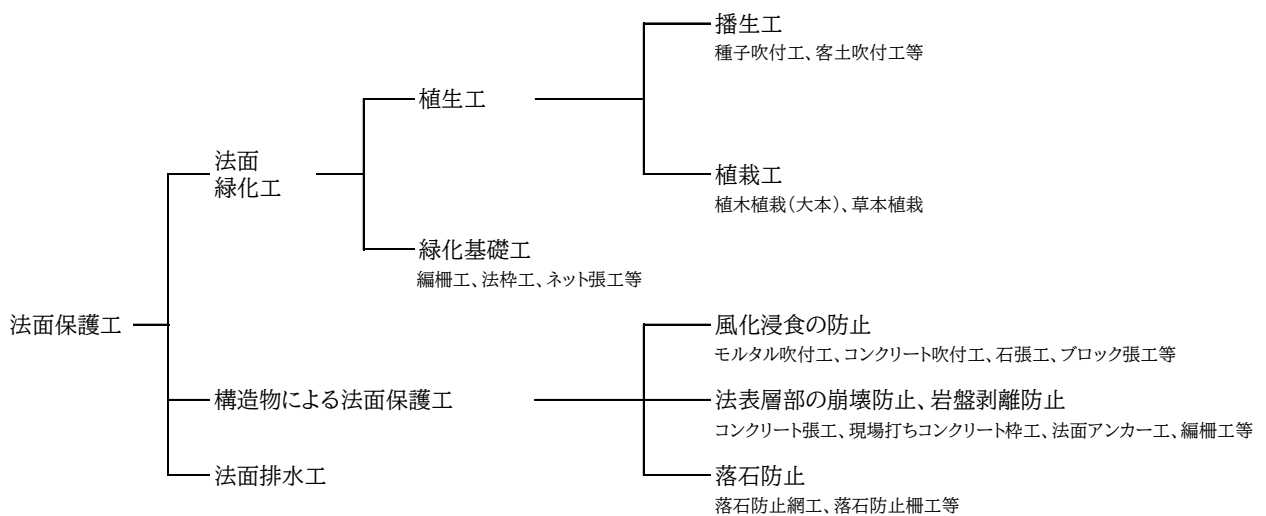


図 10-2 法面保護工の分類

(盛土等防災マニュアルの解説、盛土等防災研究会、一部加工)

審査基準

図面等により、法面保護工を適用できる土地であることを確認します。

- (1) 植生可能な法面では、法面緑化工を選定し、植生に適さない法面又は法面緑化では安定性が確保できない法面では構造物による法面保護工を選定すること。
- (2) 同一法面においても、土質及び地下水の状態を把握した上で、それぞれの条件に適した工法を選定すること。
- (3) 法面全体を覆う構造物工を使用するときは、水抜き穴、伸縮目地の設置すること。
- (4) 法面緑化工を選定する場合は、法面の勾配、地盤の土質条件、日照などの自然条件等を勘案して、植物の生育に支障がないこと。
- (5) 植生による法面保護対策を行う場合は、周辺の野生動物による農林水産物被害の発生状況等を勘案し、必要に応じ、獣害防護柵、単木用保護ネット等の食害対策を講じること。
- (6) 流下水、浸透水、湧水等により法面が浸食されるおそれがあるときは、法面排水工を設置するものとし、法面排水工は、管渠等の断面が排水上支障がないようにすること。

補足

- ・法面の勾配が30度を超える場合は擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆う必要があります。(ただし、土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面は除く。)